

新しい検査制度を踏まえた保安規程変更の届出について(3号機第16保全サイクル)

平成 21 年 3 月 19 日

新しい検査制度(※1)を踏まえた電気事業法施行規則(※2)の一部改正(平成20年8月29日公布、平成21年1月1日施行)に伴い、平成21年4月1日以降に定期検査を受ける発電所(号機)については、保全計画(※3)を作成し保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)](以下、「保安規程」という。)(※4)に追加して、経済産業大臣に届出を行うこととなりました。

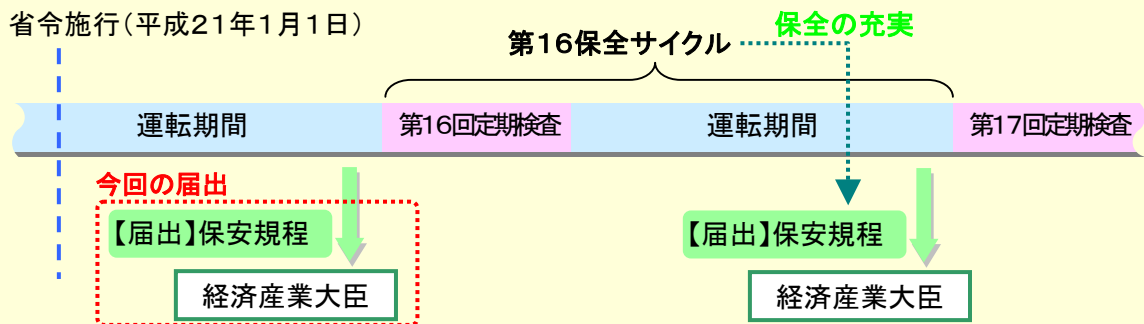
本日、3号機第16保全サイクル(第16回定期検査の開始日から第17回定期検査開始日の前日までの期間)の具体的な計画をとりまとめた保全計画を保安規程に追加し、経済産業大臣に届出を行いました。

今回届け出る保全計画では、第16回定期検査終了から第17回定期検査開始までの運転期間については、従来どおり13ヶ月とし、機器の点検計画、取り替えおよび改造計画、定期検査時の安全管理等を策定しております。

なお、今回、定期検査毎に実施している主要な機器の点検期間について詳細に検討し、24ヶ月以内で実施できることを確認した技術評価書を保全計画の参考資料として添付しております。

今後、1保全サイクル以上は、現行の13ヶ月の運転期間を継続し、新しい検査制度下で保全活動の更なる充実を図り、制度に基づく運転期間の設定について検討したいと考えております。

保全サイクルと保安規程届出のイメージ



※1 新しい検査制度とは、機器の運転データや点検データ等を活用して、それぞれの発電所(号機)毎の特性を踏まえて、運転中の機器の診断や、定期検査中の機器の点検内容や頻度について最適化を図る制度です。

同制度では、これまで一律13ヶ月以内と定められていた運転期間が、13ヶ月以内、18ヶ月以内、24ヶ月以内の3種類の期間から、号機毎に設定するようになります。

※2 電気事業法施行規則は電気事業法及び施行令に基づき、電気工作物の工事、維持及び運用などに関して定めた規則です。

※3 保全計画とは、次回の保全サイクルにおいて、定期検査時に行う機器の点検内容や頻度、ならびに定期検査終了後の、運転中の機器の診断などについて定めたもので、定期検査の開始前に事業者が作成し、保安規程に追加して、経済産業大臣へ届出を行います。

経済産業大臣は、保全計画が適切であることを確認するとともに、同計画に従って、保全活動が適切に行われていることを、定期検査中・運転中を通じて確認します。

※4 保安規程は、電気事業法第42条第1項の規定に基づき、事業者が保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織毎に定め、国に届け出ているものです。

以上